

【第11回年次大会シンポジウム：言葉と法を巡って—ジェンダーの観点から 発表要旨】

法の発想とジェンダー・バイアス
荒井俊行

1. はじめに

- ・ ジェンダー＝社会的・文化的に形成された性差観念
- ・ ジェンダー・バイアス＝社会制度・慣行の中のジェンダーによる差別や偏見
→セクシャル・ハラスメント、わいせつ表現における法的問題との比較

2. ジェンダーに関する意識と表現

- ・ 思想良心の自由（憲法19条）
- ・ 表現の自由（憲法21条）
（参考）表現の自由の合憲性判定基準
（参考）「チャタレイ事件」最高裁昭和32年3月13日大法廷判決

3. 社会制度とジェンダー・バイアス

- ・ 個人の尊厳、幸福追求権（憲法13条）
- ・ 法の下での平等（憲法14条）

4. 司法におけるジェンダー・バイアス

- ・ 家事調停の現場から

（荒井俊行 弁護士、金沢工業大学客員教授）